

議第 8 号

高島市集会施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

高島市長 福井正明

---

高島市集会施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

高島市集会施設の設置および管理に関する条例（平成 25 年高島市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表朽木荒川集会所の項を削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。